

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●投資助言業務に係る登録の申請又は届出に係る使用人（金商業等府令（第6条第2項、第8条第8号ホ、第44条第1号ロ、第45条第8号ロ、金商業者等監督指針Ⅶ－3－1（1）③等）		
1	金商業等府令第6条第2項の「外務員の職務を併せ行うものを除く」との記載について、外務員登録は行っているが外務員の職務は一切行っていない者はこの「併せ行うもの」にあたらない、つまり外務員登録は行っているが外務員の職務は一切行っていない者は投資判断を行う者になりえるという理解でよい。	第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う金融商品取引業者又は登録金融機関の外務員として登録されている者が、その金融商品取引業者等が行う投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行うときは、現に外務員の職務を行っているか否かにかかわらず、金商業等府令第6条第2項又は第44条第1号ロの「併せ行うもの」にあたり、投資助言業務に関し「金融商品の価値等・・・の分析に基づく投資判断を行う者」として申請・届出すべき使用人から除かれることとなります。
2	金商業等府令第6条第2項の「外務員の職務を併せ行う」とは、いわゆる投資判断者が、職務権限上、外務員として登録を行っているだけでなく、実際に外務員の職務を執行していることを指すか。	
3	金商業等府令第6条第2項において「投資判断を行う者」の中から「投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うもの」が除かれているが、これは証券会社等の第一種金融商品取引業者が投資助言業務を兼業する場合に、当該業者の外務員として登録されている者が、その行う投資助言業務において投資判断を行う場合、金商業等府令第8条第8号ホに規定する「管理するための体制」が整備・確保されていることを前提に、当該者は重要な使用人としての登録及び変更の届出の対象にならない（重要な使用人として登録申請書に氏名及び役職名の記載は不要）との理解でよい。	第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う金融商品取引業者又は登録金融機関の外務員として登録されている者が、その金融商品取引業者等が行う投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行うときは、当該外務員として登録されている者は、投資助言業務に関し、金商業等府令第6条第2項又は第44条第1号ロに規定する「金融商品の価値等・・・の分析に基づく投資判断を行う者」として申請・届出すべき使用人（以下「投資判断者」という。）にあらず、登録申請書への氏名の記載等が不要となります。 ただし、この場合、登録申請書に添付される業務方法書に金商業等府令第8条第8号ホ（登録金融機関にあつては金商業等府令第45条第8号ロ）に規定する「管理するための体制」を記載する必要があります。 なお、上記以外の者（例えば、そもそも外務員として登録されていない者や、金融商品仲介業者のためにその職務を行う外務員として登録されている者）が投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う場合は、投資判断者として、引続き、登録申請書への氏名の記載等が必要となります。
4	金商業等府令第44条第1号ロの「外務員の職務を併せ行うもの」とは、金商法第64条第1項に基づく外務員登録原簿に登録を受けた者のことを指すと理解している。その場合、仮に外務員登録原簿に登録が完了する前に投資判断の職務を行う場合には、同号ロの括弧書きには該当せず、投資判断者の氏名を登録する必要があるという理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。

5	金商業等府令第6条第2項において、「投資判断を行う者」から「投資助言業務に関し当該投資判断を行う者」にあっては、第一種金融商品取引業に係る外務員の職務を併せ行うものを除く」とされているが、当改正以前に届出されている投資判断を行う者であって第一種金融商品取引業に係る外務員の職務を併せ行うものである使用人についてはどのような届出対応が必要となるか。	今回の改正以前に提出された登録申請書において、投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者であって第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）又は登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものの氏名の記載がある場合、今回の改正後、変更届出等をご提出いただく必要があります。
6	金商業等府令第44条第1号口には「投資助言業務に関し当該投資判断を行う者」にあっては、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く」とあるが、該当する者がある場合に、引き続き氏名を登録することでも問題ないとの理解でよい。また、該当する者全員について引き続き氏名を登録する場合においては、同号口括弧書きで除外される「外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者」が存しないものとみなされ、金商業等府令第45条第8号口は適用されないとの理解でよい。	具体的には、上記併せ行うものの氏名を登録申請書に記載しない旨の変更届出及び変更後の登録申請書並びに業務方法書に「その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制」に係る記載を加える旨の変更届出及び変更があることを記載した書類が必要となります。 なお、かかる「管理するための体制」については項番16の回答も併せてご参照ください。
7	現在、投資判断を行う者としてその氏名を登録している場合に、今後金商業等府令第44条第1号口括弧書き「（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者について、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）」の適用を受ける場合、その手続きはどのようなものか。例えば、対象者の氏名の登録を抹消する変更届出を行ったうえで、改めて金商法第33条の3第2項第2号の書類について、金商業等府令第45条第8号口に定める管理体制を記載したうえで届出するというものでよい。	
8	金商業等府令第6条第2項の投資判断を行う者であって「外務員の職務を併せ行うもの」とは、「外務員登録原簿に登録されている者」と考えてよい。例えば、証券会社の本社部署において、投資助言業務に係る顧客向け資料の作成業務に従事する者（重要な使用人（投資助言業務に係る投資判断を行う者）として届け出ているアナリスト）は、その者が外務員登録原簿に登録を受けていれば、重要な使用人として届出が不要となると解してよい。	第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）又は登録金融機関において、その投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者が、当該金商業者等の外務員として登録されている場合、「外務員の職務を併せ行うもの」にあたり、投資判断者としての登録申請書への氏名の記載等が不要となります。 なお、「外務員の職務を併せ行うもの」の考え方については項番1の回答、今回の改正後の変更届出等の対応については項番5の回答も併せてご参照ください。

9	(1) 金商業等府令第 44 条第 1 号ロでは「投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては」との定めがあるが、投資運用業については引き続き投資判断を行う者の氏名の登録が必要との理解でよい。 (2) その場合、外務員の職務を併せ行うものについて、投資助言業務に関しては投資判断者の氏名の登録が必要になる一方で、投資運用業に関しては氏名の登録が必要とされることになるが、その取扱いの差異について理由をご教示いただきたい。	(1) について、貴見のとおりと考えられます。 (2) について、本改正は、令和 4 年 6 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理において、家計のニーズに沿ったコンサルティングやアドバイスの提供を促進すること等により、貯蓄から資産形成への動きを確実なものとしていくことが重要とされる中で、証券会社等が、提供する助言サービスの態様に応じ、投資助言業を兼業して適切に「有償」の助言を行えるよう、適切な措置を講じるべきと提言されたこと等を踏まえ、規制の見直し（緩和）の検討を行ったものです。 本改正にあたっては、規模の大きい第一種金融商品取引業者が、投資助言業を兼業し、幅広い顧客に対して新たな有償の助言サービスを提供しようとする場合、営業店等において個々の顧客を担当する多数の職員が金商業等府令第 6 条第 2 項又は第 44 条第 1 号ロに規定する「金融商品の価値等・・・の分析に基づく投資判断を行う者」に該当し、これらの職員の異動のたび届出を行うことが事務上負担であるとのこと意見も勘案しております。
10	(1) 金商業等府令第 6 条第 2 項の改正は、投資助言業務の投資判断を行う者が、第一種金融商品取引業に係る外務員の職務を併せ行う場合は、金商法施行令第 15 条の 4 の登録の申請又は届出に係る使用人から除外されるものと理解してよい。 (2) また、本改正は、投資助言業務に限定されているが、ファンドラップ等、投資運用業務に関し「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」が第一種金融商品取引業に係る外務員の職務を併せ行う場合も、同じ管理体制であるため同様に、登録の申請又は届出に係る使用人から除外していただきたい。	(1) について、第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業に該当するものに係る外務員の職務を併せ行う場合に限定しておりますが、その他は貴見のとおりと考えられます。 (2) について、項番 9 (2) の回答をご参照ください。
11	金商業等府令第 96 条第 1 項第 3 号について、投資運用業での投資判断者については、契約締結前交付書面・契約締結時交付書面に個人名を記載しなくなった場合でも、ポートフォリオ構築等を行う者等投資運用業に関し投資判断を行う者の登録申請書での登録は引き続き必要か。 金商業等府令第 6 条の改正では、投資助言業務に限定して外務員の職務を併せ行う場合、登録申請が不要になっている。他方、金商業等府	ご質問の場合も含め、今回の改正後も、投資運用業に関し、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者については、外務員として登録されていても引続き、登録申請書への氏名の記載等が必要です。

	令第 95 条及び第 96 条の改正で、投資顧問契約・投資一任契約ともに契約締結前交付書面・契約締結時交付書面への個人名の記載は、部署名への代用が可能になっている。 ファンドラップ等の投資一任契約においては、投資判断が個人によってではなく、組織として行われている。このため適切な照会への回答体制等が整備されていれば、契約締結前交付書面・契約締結時交付書面への記載を「〇〇太郎」といった個人名から「〇〇部」といった形に変更できるということだと認識するが、その場合においても「〇〇部」でポートフォリオ構築等を行う者（投資運用業に関し投資判断を行う者）は引き続き登録申請が必要か。それとも、投資運用業に関する投資判断者として登録申請をした者が不在でも良いのか。	
12	金商業等府令第 6 条第 2 項の改正は、登録事項の省略が趣旨であると理解している。そのため、金商業等府令第 8 条第 8 号ホを踏まえると、本改正は、投資助言業務に関し、「投資判断を行う者」となれる者の範囲から「外務員の職務を併せ行うもの」を除外し、「投資判断を行う者」と外務員の兼任を不可とする趣旨ではなく、「投資判断を行う者」が外務員を兼任している場合には、当該者は金商法第 29 条の 2 第 1 項第 4 号における「政令で定める使用人」に該当しないこととなると理解してよいか。その場合、当該者は金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においても「政令で定める使用人」の対象とならないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
13	金商業等府令第 6 条第 2 項は、金商法施行令第 15 条の 4 第 2 号のうち「その他これに準ずる者として内閣府令で定める者」の部分の委任を受けており（「助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者」の部分の委任は受けておらず）、投資助言業務に関し「助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者」が有価証券関連業に係る外務員の職務を併せ行う場合であっても本改正により除かれ、と理解してよいか。 もし金商法施行令第 15 条の 4 第 2 項を『「助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者』として内閣府令で定める者』（「助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者」の部分も内閣府令に委任している）と解釈すれば、「助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者」であっても除かれることとなる（金商法第 29 条の 2 第 1 項第 4 号は「政令で定める使用人があるときは」という規定なので	貴見のとおり、今回の改正は、投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する者が「外務員の職務を併せ行う」場合に、登録の申請又は届出に係る使用人から当該統括する者を除外する趣旨ではありません。

	不在になることも否定されない) ので、確認したい。	
14	第一種金融商品取引業に係る外務員は、日々の業務において、投資家のニーズや適合性に基づき適切と思われる有価証券の提案等を行っているが、このような有価証券の提案等を投資顧問契約に基づかずに行う外務員については、投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者にはあたらないと理解している。 投資助言業務を行わず、上記第一種金融商品取引業に係る外務員の職務のみを行う外務員については、金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③において求められる管理体制の対象とはならないという理解でよい。	前半について、第一種金融商品取引業に係る外務員が、投資顧問契約に基づかず、有価証券の売買等に付随する業務（金商法第 35 条第 1 項）である助言（同項第 8 号に規定する有価証券に関連する情報の提供又は助言等）を行うのみである場合、当該者は、そもそも投資助言業務に係る業務を行っておらず、投資判断者に該当しないことは、貴見のとおりと考えられます。 後半について、金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③の体制は、第一種金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。以下同じ。）が投資助言業務を行う場合に、その外務員が当該投資助言業務に関し金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行うときに必要となるものであり（金商業等府令第 6 条第 2 項、第 8 条第 8 号ホ）、そもそも投資助言業務に係る業務を行わない外務員は、かかる体制の対象ではありません。
15	金商業等府令第 8 条第 8 号ホに規定する「管理するための体制」の整備及び業務方法書（業務の内容及び方法を記載した書類）への当該体制の記載は、証券会社等の第一種金融商品取引業者が投資助言業を兼業する場合に、金商業等府令第 6 条第 2 項に基づき当該業者の外務員として登録されている者が、その行う投資助言業務において投資判断を行う場合に限り必要となり、第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が投資助言業務を行う場合については、当該体制の整備及び業務方法書への当該体制の記載は不要との理解でよい。	金商業等府令第 8 条第 8 号ホに規定する「管理するための体制」の業務方法書への記載は、証券会社等、第一種金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。以下同じ。）が投資助言業務を行い、その外務員として登録されている者が、その証券会社等が行う投資助言業務において金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行うときに限り必要となり、上記以外の金融商品取引業者が投資助言業務を行う場合には、ご指摘のとおり、「管理するための体制」の業務方法書への記載は必要ありません。
16	金商業等府令第 8 条第 8 号ホに規定する「管理するための体制」とは、金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③に記載する「当該者を適切に管理する体制」を意味するとの理解でよい。また、この場合、業務方法書（業務の内容及び方法を記載した書類）には、同③イ～ハに掲げる事項を記載することでよい。	金商業等府令第 8 条第 8 号ホ又は第 45 条第 8 号ロの規定により業務方法書に記載すべき「その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制」とは、金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③イ、ロ及びハの事項を踏まえ、金商業等府令第 6 条第 2 項又は第 44 条第 1 号ロの規定により投資判断者から除かれる者の状況及びその業務の実施状況を適切に管理するために当該金融商品取引業者等が整備する体制と考えております。
17	金商業等府令第 8 条第 8 号ホ及び金商業等府令第 45 条第 8 号ロに「外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制」についての記載が追加されているが、	

	具体的にどのような管理体制を実施することが求められているのか。	
18	金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③イについて、例えば、当該者が確認できる一覧表を作成し、当該一覧表を適時適切に更新し、顧客からの照会に対して、当該一覧表に基づいて速やかに回答できる態勢を整備することでよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
19	金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③イについて、現時点の外務員登録状況が確認できることをもって把握しているとしてよいのか。	どのような方法により把握すべきかは個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の方法による場合、登録されている外務員のうち、金商業等府令６条第２項の規定により金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者から除かれる者の氏名について適時適切に把握している必要があることに留意ください。
20	金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③ハの「当該者の業務状況を事後検証できる態勢」には、例えば、内部監査によって検証する態勢も含まれるとの理解でよいのか。	業務の規模等により個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の対応に加え、例えば、助言記録の確認や助言者へのヒアリング等により、実効的に業務状況を検証する態勢となっている必要があると考えられます。
21	金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）③ハについて、投資助言、代理業を行う部署が社内規程により明確化されており、かつ、助言の内容を記載した書面などの法定帳簿が作成されていることをもって、態勢が整備されていると考えてよいのか。	
22	金商業等府令第６条及び第４４条について、簡素化には賛成するが、投資助言を実施する使用人については、一定の要件を満たす者を選抜するなど社内整備をすることが望ましいと考えられる。	ご意見ありがとうございます。 なお、投資助言業務を行う金融商品取引業者等においては、引続き、その体制として、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること（金商業者等監督指針Ⅶ－３－１（１）①ハ）等が必要となります。
●投資顧問契約等及び投資一任契約等に係る契約締結前・締結時交付書面の記載事項（金商業等府令第９５条第１項第２号及び第４号、第９６条第１項第３号、金商業者等監督指針Ⅵ－２－２－２（２）⑦及び（３）④、Ⅶ－２－１－２（２）等）		
23	例えば、金商業等府令第９５条第１項第２号及び第４号については、「顧客からの分析者等に関する照会」「顧客からの当該業務を行う者に関する照会」では、「関する」の範囲は広いので、「氏名」の特定を超えた照会についても	今回の改正は、投資顧問契約等に係る契約締結前書面等において分析者等、助言の業務を行う者等を特定し、その氏名をあらかじめ記載する代わりに、顧客からの問合せに応じて、事後的にそれらの情報を提供できる体制の整備を

	「速やかな回答ができる体制」が必要となるが、個人（自然人）に関する質問は多様でありうるものであるから、必要な「体制」の範囲が不明確であり、「氏名」を契約締結前交付書面に記載することの代替としては範囲が広いと思う。 「顧客からの当該顧客を担当する分析者等の特定に係る照会」などと修正するか、少なくとも、このパブコメにおいて、「分析者等に関する照会」とは「分析者等の特定に係る照会」の趣旨であるとの解釈を示せないか。 金商業等府令第 96 条第 1 項第 3 号についても同様。	求めるものです。 金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事項について、分析者等の氏名又は投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名に代わり、金融商品の価値等の分析若しくは当該分析に基づく投資判断を行う部署の名称又は助言の業務を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられます（金商業等監督指針Ⅶ－2－1－2（2）。金商業等府令第 96 条第 1 項第 3 号については金商業等監督指針Ⅵ－2－2－2（2）⑦。）。
24	金商業等府令第 95 条第 2 号、同条第 4 号、第 96 条第 3 号において、「投資顧問契約（あるいは投資一任契約）において分析者等を特定しないときにはあつては、当該分析又は当該分析に基づく投資判断を行う部署の名称。」とあるが、既存契約については、まず金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号口で定める変更書面および金商業等府令第 110 条第 1 項第 6 号口で定める書面において、投資判断者に代わり投資判断を行う部署の名称を記載し、交付することによいか。	既に成立している投資顧問契約・投資一任契約において、分析者等、助言の業務を行う者又は投資判断若しくは投資判断とともに投資を行う者が特定されている場合において、これらの者を特定しないこととすることは、基本的に、契約の相手方である顧客との間で既に成立している投資顧問契約・投資一任契約の一部変更となると考えられます。 かかる契約の変更に伴い、既に成立している投資顧問契約・投資一任契約に係る契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）の記載事項に変更すべき事項があるところ、金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号口に定める契約変更書面及び金商業等府令第 110 条第 1 項第 6 号口に定める書面を当該顧客に交付した場合に限り、契約締結前交付書面等の交付が不要となると考えられます。
25	金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに第 96 条第 1 項第 3 号について、投資判断を行う者を個人名から部署名への記載に変更する場合、既契約者に対し別途書面交付等は不要という認識でよい。 金商業等府令第 95 条や第 96 条の改正により、投資顧問契約や投資一任契約の契約締結前交付書面・契約締結時交付書面について、部署名への記載に変更を行う場合、既存契約者に対しては、契約締結前交付書面・契約締結時交付書面の変更が生じたことにならず、例えば （１）再度契約締結前交付書面・契約締結時交付書面を交付する、 （２）金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号口や第 110 条第 1 項第 6 号口に定める書面などで「投資判断者を〇〇太郎から〇〇部に変更する」といった内容をあらかじめ交付する、といった対応は不要でよい。	なお、今回の改正は、既に成立している投資顧問契約・投資一任契約において引続き分析者等、助言の業務を行う者又は投資判断若しくは投資判断とともに投資を行う者を特定しておくことや、新たに締結する投資顧問契約・投資一任契約においてこれらの者を特定することを妨げるものではありません。

26	(1) 金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の改正では、一定の条件であれば投資判断者の氏名に代えて投資判断を行う部署の名称の記載を可能としているが、例えば投資判断を行う部署が作成した助言内容に基づき営業店の営業員が投資顧問契約に基づく顧客への助言を行う場合、助言内容を作成した（投資判断を行う）部署名を契約締結前交付書面、および契約締結時書面に記載すれば足りるか。実際に顧客に助言する個別の営業店名の記載は、全国に営業店が設置されている場合、実務上困難なので不要としてほしい。若しくは、金商業等府令第 6 条第 2 項及び第 44 条第 1 号口と同様に、第 95 条第 1 項第 2 号及び第 4 号においても「第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）及び登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。」を付記することはできないか。 (2) 前述の「当該分析又は当該分析に基づく投資判断を行う部署の名称」「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言を行う部署の名称」について記載の省略が認められない場合、契約締結前交付書面集（以下、「書面集」という。）に、個別の部署名称を記載することに代えて、部署名一覧を書面集上に記載することは認められるか。また、その場合、部署名称の変更や新設統廃合があった際、即時に交付することなく、次回交付時に一覧を最新化することで差し支えないか。その他の手段として、書面集に URL を付記し、URL のリンク先の部署名称一覧を最新化することで代替することは差し支えないか。	(1) について、本改正は、顧客に対して組織的に助言サービスを行う場合、投資顧問契約等の契約締結前交付書面等を交付する時点で個々の助言に係る分析者等や助言者を特定し、その氏名を記載することが困難な場合があるとの意見が寄せられたことを踏まえ、令和 4 年 6 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理において、部署の名称等の記載で代替可能とすることが考えられるとの提言があったこと等を受けて行われるものです。 ご指摘の営業店の営業員が、金商業等府令第 95 条第 1 項第 2 号の分析者等に該当するか否かは、業務の実態に即して適切に判断されるべきと考えられますが、他方、営業員が投資顧問契約に基づく助言の業務を行うのであれば、当該営業員は金商業等府令第 95 条第 1 項第 4 号の「助言の業務を行う者」に該当し、当該者の氏名又は助言の業務を行う部署の名称を契約締結前交付書面等に記載する必要があると考えられます。 部署の名称としては、営業店名のほか、例えば、助言の業務を行う者が本部の部署を兼職しており、助言の業務が当該本部の部署で統括されている等、当該本部の部署の業務といえるような場合は、当該本部の部署名を記載することも考えられます。 いずれにしても、契約締結前交付書面等には、金商業者等と顧客との間の情報格差の是正という趣旨に照らし、必要な事項が適切に記載されるべきと考えます。 (2) について、ご指摘の単に金商業者等の部署名一覧を契約締結前交付書面等に記載する方法では、相手方である顧客において、当該顧客との間の投資顧問契約等に基づく投資判断や助言の業務を行う部署を認知できず、そのような記載では、投資判断や助言の業務を行う部署の名称を記載したことにならないと考えられます。
27	従来の投資助言業の契約締結前交付書面に禁止事項がある。また、契約締結時交付書面に禁止行為がある。投資助言専業者の立場で、これらの内容に変更が成されるのであれば、顧客に迷惑がかからないように書類変更、通知事務	ご意見ありがとうございます。 なお、今回の改正は、投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面に記載すべき事項のうち金商業等府令第 95 条第 1 項第 7 号から第 9 号

	が行えるような、期限の明確化とひな形提示などの指導をお願いしたい。	まで、又は契約締結時交付書面に記載すべき事項のうち金商業等府令第 106 条第 1 項第 9 号から第 11 号までの内容について変更するものではありません。
28	金商業者等監督指針Ⅵ－２－２－２（２）⑦において「例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていること」とは、例えば、投資一任業者において当該投資判断又は投資を行う者の一覧表（氏名のほか、所属部署、役職名、担当する投資一任業務（投資一任サービス）の名称を記載する。）を作成し、当該一覧表を適時更新の上保存し、顧客からの照会に対して、当該一覧表に基づいて速やかに回答できる態勢を整備することでよい。	貴見のとおりと考えられます。
29	金商業者等監督指針Ⅵ－２－２－２（３）④において「例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていること」とは、例えば、投資一任業者において当該投資判断又は投資を行う者の一覧表（氏名のほか、所属部署、役職名、担当する投資一任業務（投資一任サービス）の名称を記載する。）を作成し、当該一覧表を適時更新の上保存し、顧客からの照会に対して、当該一覧表に基づいて速やかに回答できる態勢を整備することでよい。	貴見のとおりと考えられます。
30	金商業者等監督指針Ⅶ－２－１－２（２）の「例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていること」とは、例えば、投資助言業者において当該分析者等・助言者の一覧表（氏名のほか、所属部署、役職名、担当する投資助言業務（投資助言サービス）の名称を記載する。）を作成し、当該一覧表を適時更新の上保存し、顧客からの照会に対して、当該一覧表に基づいて速やかに回答できる態勢を整備することでよい。	貴見のとおりと考えられます。
31	金商業者等監督指針Ⅶ－２－１－２（２）に「例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていること」とあるが、	貴見のとおりと考えられます。

	これは過去に実際に当該顧客に対して助言を行った者及び照会を受けた時点の「当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名」が確認できればよく、当該顧客に対して、過去において「助言者となりえた者」を時系列で記録しておき、照会に回答できるようにしておくことが求められるということではないという理解でよい。	
32	金商業等府令第 95 条及び第 96 条について、簡素化には賛成するが、投資助言を実施する使用人については、一定の要件を満たす者を選抜するなど社内整備をすることが望ましいと考えられる。	項番 22 の回答をご参照ください。
●投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面（金商業等府令第 168 条の 2、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）及び（２）等）		
33	金商業等府令第 168 条の 2 の「当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式」という「体系的な構成」とは、「助言の内容」の種類を何かしら類型化して体系化して検索できるようにする必要があるか。 例えば、単に「顧客ごと」「時系列ごと」に録音を検索できるようにするという趣旨であれば、「当該助言の内容に係る顧客ごとに容易に検索できるように体系的に構成する方式」という記載も検討いただけないか。	金商業等府令第 168 条の 2 の「当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により記録したもの」としては、助言の内容に係る音声の記録が一元的に保管され、助言日、助言を行った者、相手方である顧客をキーワードとして、特定の記録を容易に検索できるようなシステムとなっており（金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（２）③）、顧客にどのような内容の助言を行ったか、上記のようなシステムにより事後的に適切に確認することが必要と考えられます。
34	金商業等府令第 168 条の 2 は、個々の助言に係る録音データの保存をもって投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の作成・保存に代えることができる旨を規定したものと理解でよい。	貴見のとおりと考えられます。 なお、ご質問の録音データの保存をもって投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面に代える場合、当該録音データに係る記録媒体については、「当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により記録したもの」であることや、保存期間の耐久性を有すること、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること等、適切な方法により保存される必要があることにご留意ください（金商業等府令第 168 条の 2、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（２））。
35	金商業等府令第 168 条の 2 に規定する「音声を記録することができる記録媒体であって当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により記録したもの」をもって投資顧問契約に基づく助言の内	貴見のとおりと考えられます。

	容を記載した書面に代える場合は、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（２）の内容に留意して行う必要があるとの理解でよい。	
36	法令上、投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の保存期間は「その作成の日」から 10 年間で規定されているが（金商業等府令第 157 条第 2 項、第 181 条第 3 項）、金商業等府令第 168 条の 2 に基づき「音声を記録することができる記録媒体であって当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により記録したもの」を用いて保存する場合、当該音声の記録の保存期間の起算日はどう考えるべきか。	金商業等府令第 168 条の 2 に規定する音声を記録することができる記録媒体は、金商業等府令第 157 条第 1 項第 16 号口の投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面に代わるものであるため、同書面と同様に保存されることが必要と考えます。具体的には、所要の方式による記録媒体に音声を記録した日を起算日として、10 年間保存することが必要と考えます（金商業等府令第 157 条第 2 項、第 181 条第 3 項）。
37	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３「投資助言業務に関する帳簿書類関係」について、「投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の作成に当たっては、助言日、助言を行った者、相手方である顧客、銘柄及び売買の別並びに、口頭で助言を行った場合にはその要約を記載するものとする。また、書面で助言を行った場合には当該書面の写しを保存するものとする。」とあるが、電子メールで行った場合は当該メールの保存でよい。また、SNS を利用する場合には、該当ページを印刷または画面を保存することでよい。	「助言」には様々な方法が考えられるため、投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面（以下「助言記録」という。）の保存方法についても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものでありますが、例えば、各種ファイル（メール、PDF）の保存や、ウェブサイト画面のキャプチャ保存、口頭で行った助言の内容の要約の保存などによる方法が考えられます。 また、録音データや動画等、音声の記録を保存することも可能ですが、上記の電子媒体により保存する場合も含め、耐久性や検索性の確保等、適切な方法により保存される必要があることにご留意下さい。 なお、貴見を踏まえ、趣旨の明確化のため、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）の規定を修正いたします。
38	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）において「書面で助言を行った場合には当該書面の写しを保存する」とあるが、電子メールで助言を行った場合に、当該電子メールの写しの保存は必要か。	
39	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）において「口頭で助言を行った場合にはその要約を記載するものとする。また、書面で助言を行った場合には当該書面の写しを保存するものとする。」とあるが、「書面」で助言を行った場合には、当該書面の写しを投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面（以下「助言記録」という。）と共に保存することで、助言記録には行った助言の要約を記載する必要はない（助言の要約の記載に代えて当該書面の写しを保存する）との理解でよい。 また、「書面」ではなく、（１）電子メールを送信する方法、（２）助言の内容を記載したレポート等を PDF ファイル等の電子ファイルにて提供する方法（当該電子ファイルを電子メールに添付して送信する場合を含む。）、（３）	

	顧客専用のウェブサイトページ等(顧客によるログインが必要なマイページ等)において助言の内容を記載したレポート等を顧客に閲覧させる方法、(4) Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)等のソーシャルメディアを用いる方法、(5) インターネット動画により配信する方法においてそれぞれ助言を行った場合には、具体的にどのように対応したらよいか。	
40	金商業者等監督指針Ⅶ-3-3(2)②において「当該音声の記録について、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること。」とあるが、これは当該音声の記録にID・パスワード等を設定しアクセス制限等が行われ、記録の改ざん等を防止する措置が講じられているシステムにて、当該音声の記録を保存する必要があるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
41	金商業者等監督指針Ⅶ-3-3「投資助言業務に関する帳簿書類関係」について、助言にあたっては、チームで分析、内容の決定を行い、顧客に電磁的方法により助言を提供しているものがあり、特定の個人を「助言を行った者」とすることが難しい場合がある。また、助言を行った者の氏名を助言記録に入れることに現状の助言記録の作成に係るシステムが対応できないものがある。このような場合、助言を行った部署が明確であり、当該部署の助言者として登録している者が、速やかに回答できる状態にあれば、助言記録において、助言者の氏名が記載されていなくてもよいとしていただきたい。	特定の個人ではなく一のチームとして助言を行っているなど、助言者を特定できない場合であって、例えば、ご指摘のような部署の助言者として登録されている者が事後的に確認できるような場合には、助言を行った部署を記載することが実態に即して適当と考えられます。
42	金商業者等監督指針Ⅶ-3-3「投資助言業務に関する帳簿書類関係」について、グループ会社や他の運用会社との間で投資顧問契約を締結している場合には、顧客との間で複数のポートフォリオ(ファンド、口座等)について助言を行うこととする契約を締結している場合があり、このようなケースでは、顧客名ではなく、助言対象とするポートフォリオで、助言の記録を管理している。このような場合には、助言記録に顧客名の記載がなくとも、速やかに顧客名が確認できる状況にあれば、助言記録において、顧客名が明確にされていなくてもよいとしていただきたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものでありますが、ポートフォリオから直ちに顧客名を認識できる状況となっているのであればご指摘の方法も可能と考えられます。
43	金商業者等監督指針Ⅶ-3-3(1)について、書面で助言を行った場合として写しの保存が要求される場合とは、書面自体に有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づ	貴見のとおりと考えられます。

	く投資判断を記載し、書面により助言を行った場合に限られ、口頭で助言（分析に基づく投資判断の提供）を行った際に、補足資料として目論見書等の法定の説明書や社内で作成した個別有価証券に関する広告等を用いた場合は含まれないという理解でよい。現状、付随業務として行われている金融商品の投資勧誘行為においては、商品説明のために多岐にわたる広告等が用いられているが、実際に使った資料をその都度すべて保管しておくというのは実務的に負担が少なくない。	
44	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３に、発注価格及び数量、発注時期を加える必要はないか。 助言業者は、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づく助言」の提供にあたり、売買価格の妥当性の検証を重視している。数量と発注時期については業界によると思われるが、助言の重要な要素を構成する場合があると認識している。 パブコメ案では、売買価格の助言記録が作成されないため、顧客が不当な価格で金融商品を取得した場合にも助言業者における責任の所在が不明確になる恐れがあると考えられる。	投資助言の内容は様々であるため、ご指摘の事項を含め、個別事例ごとに重要と考えられる事項は異なるものと考えられます。金商業者等監督指針においては、助言の内容において、特に重要な要素と考えられる典型的な事項を明示したものであり、記載事項については現行のままといたします。いずれにせよ、投資助言業者が不適切な助言行為を行った場合には、忠実義務等の法令に違反する場合があると考えられます。
45	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）の「書面で助言を行った場合」における書面と、金商法第２条第８項第１１号の「文書その他の方法」とは、助言提供の方法として異なるものを想定しているのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、助言の方法については、口頭によるほか、文書、電子メールやホームページによるもの、SNSを活用したもの等、様々な方法が想定されます。
46	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（２）③について、音声記録による保存が認められているが、証券会社等が利用している行動記録等に係る既存のシステムを活用することが想定される。音声記録活用は賛同するが、顧客保護の観点からFD実現に向けた阻害要因とならないよう、既存システムを活用する場合でも、記録の管理検索などの金商業者等監督指針に規定されている要件を満たす必要があることについて、念のため確認したい。	助言内容を音声記録により保存する場合には、特定の記録を容易に検索できるようなシステムとなっているなど、事後的に業務の適切性を容易に検証できる態勢の構築が必要です。音声記録の保存について、既存のシステムを活用するケースを否定するものではありませんが、上記の要件を満たす必要があります。
47	「投資助言業務」とは、「有価証券の価値等」又は「金融商品の価値等に基づく投資判断」に関し、助言を行うことを約し、相手方がそれに対して報酬を支払うことを約する契約（投資顧問契約）を締結し、当該投資顧問契約に基づき助言を行うこと（金商法第２条第８項第１１号、金商法第２８条第６項）を指すものと理解している。 また、「有価証券の価値等」（金商法第２条第８項第１１号イ）とは、有価証券の価値、有	貴見を踏まえ、趣旨の明確化のため、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）の規定を修正いたします。

	価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向をいい、「金融商品の価値等に基づく投資判断」（金商法第2条第8項第11号ロ）とは、金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断）をいうものと理解している。 これを踏まえ、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）は、「助言日、助言を行った者、相手方である顧客、銘柄及び売買の別」とあるため、「投資助言業務」のうち「金融商品の価値等に基づく投資判断」（金商法第2条第8項第11号ロ）についての記載事項を示したものであると考えられるが、「投資助言業務」のうち「有価証券の価値等」（金商法第2条第8項第11号イ）についての記載事項も監督指針に定めていただきたい。	
48	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３「投資助言業務に関する帳簿書類関係」について、不動産を裏付け資産とした信託受益権や、不動産証券化商品の投資スキームに掛かる特定目的会社の発行する優先出資証券や匿名組合出資持分については、銘柄にあたるものがない（又は、明確ではない）場合がある。つまり、助言段階では、どのようなスキームとするのかが確定しておらず有価証券の種類が明確となっていないことが想定される。このようなケースの助言記録への銘柄の記載については、顧客との間で、助言を行う対象となり得る有価証券を記載すればよいことを確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
49	「投資助言業務」とは、「有価証券の価値等」又は「金融商品の価値等に基づく投資判断」に関し、助言を行うことを約し、相手方がそれに対して報酬を支払うことを約する契約（投資顧問契約）を締結し、当該投資顧問契約に基づき助言を行うこと（金商法第2条第8項第11号、金商法第28条第6項）を指すものと理解している。 また、「有価証券の価値等」（金商法第2条第8項第11号イ）とは、有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向をいい、「金融商品の価値等に基づく投資判断」（金商法第2条第8項第11号ロ）とは、金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の	貴見のとおりと考えられます。

	内容及び時期についての判断)をいうものと理解している。 これを踏まえ、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）は、「助言日、助言を行った者、相手方である顧客、銘柄及び売買の別」とあり、助言を行った「銘柄」についての記載を想定しているが、実際のところは、投資顧問契約に基づく顧客の助言を行う場合において、必ずしも毎回、銘柄について言及するとは限らず、また、個別銘柄に言及したケースとそうでないケースを厳密に区別して管理しているわけではない。そこで、実務負担を鑑み、特定の銘柄について言及せずに、有価証券の種類についてのみ助言する場合（例えば、特定銘柄について言及せずに、『日本株』や『外貨建て債券』の取得・売却について助言する場合）は、特定銘柄の記載に代えて、助言を行った有価証券の種類の記載をすればよい。	
50	助言契約において、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３「投資助言業務に関する帳簿書類関係」に規定された項目のなかで、例えば、売買の別について含めない助言を提供している場合においては、このような助言に含めていない事項については助言の内容を記載した書面において記載を要しないことを確認したい。	
51	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３「投資助言業務に関する帳簿書類関係」について、助言契約では、組入銘柄の投資比率を助言するものなど、売買の別の助言を行っていないものがある。このような場合については、助言記録に売買の別の記載は不要であることを確認したい。	
52	いわゆる顧客の資産の額を前提とした助言を行っている場合に、顧客のポートフォリオが保有している銘柄に対して株式公開買付が行われ、当該公開買付に応募すべき旨を顧客に助言した場合、当該助言も、投資顧問契約に基づく助言の内容を構成すると理解してよい。また、構成する場合、「売買の別」に相当する記載としては、（公開買付者が複数いる場合は、どの公開買付への応募か明確にしたうえで）「応募してください」という内容があれば十分か。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。
53	投資助言業務に関する帳簿書類につき、当社は銘柄ごとの投資魅力度を分析し、段階的に評価していることから、「売買の別」については「評価」等とするか、「売買の別」以外の記載を認める内容として頂きたい。 また、専門性が高い顧客ほど投資助言に求める内容は様々であり、顧客が特定投資家である	前段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものでありますが、売買の別に相当する事項の記載を否定する趣旨ではないことから、ご指摘の方法も可能と考えられます。 また、特定投資家に対する助言についても、

	場合は改正案に定める項目の記載は適用されないこととして頂きたい。	上記の観点から助言記録を保存する必要があります。
54	「投資助言業務」とは、「有価証券の価値等」又は「金融商品の価値等に基づく投資判断」に関し、助言を行うことを約し、相手方がそれに対して報酬を支払うことを約する契約（投資顧問契約）を締結し、当該投資顧問契約に基づき助言を行うこと（金商法第2条第8項第11号、金商法第28条第6項）を指すものと理解している。 また、「有価証券の価値等」（金商法第2条第8項第11号イ）とは、有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向をいい、「金融商品の価値等に基づく投資判断」（金商法第2条第8項第11号ロ）とは、金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断）をいうものと理解している。 これを踏まえ、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）は、「銘柄及び売買の別」とあり、株式・債券・投資信託などの現物取引に関する助言に関する記載事項として想定したものと理解しているが、現物取引ではなくデリバティブ取引についての助言を行った場合は、「銘柄」「売買の別」には必ずしも当て嵌まらない場合があるため、そのような場合には、助言を行ったデリバティブ取引の類型や原資産・参照指標など助言を行ったデリバティブ取引の基本事項を記載すればよい。	貴見のとおりと考えられます。
55	投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の作成にあたって、金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（１）に明示された記載項目に関しては、一例と理解してよい。 投資助言契約は、個別契約毎に契約対象者および助言範囲・内容を規定するため、記載項目については明示された項目を必須とはしないようにしていただきたい。	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３に明示している事項は、顧客への助言において重要な要素と考えられる事項を列挙したものであり、該当する事項について助言を行った場合には記載する必要があります。
56	金商業者等監督指針Ⅶ－３－３（２）③において、音声記録システムは、「助言を行った者」「相手方である顧客」をキーワードとして検索できることが条件の一つとされているが、「助言者名」「顧客名」での検索ができないとだめなのか。具体的な氏名ではなく、助言者又は顧	事後的に業務の適切性を容易に検証できる態勢となっているのであれば、ご指摘の対応であっても許容されるものと考えられます。

	客の電話番号が特定できる状態であれば、電話番号をキーワードとして検索できることも許容してほしい。	
57	令和4年6月22日付市場制度ワーキング・グループ中間整理（以下「市場制度 WG 中間整理」という。）では、投資助言業者が「投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面」を、帳簿書類として作成・保存することが求められていることに対して、事業者からは、記載すべき事項やその内容等が明確でないことや、幅広い顧客に「有償」の助言を提供することを想定すると、個々の助言の内容を記録することは事務的な負担が大きく、かえって顧客とのコミュニケーションが不十分になるとの意見が寄せられていることから、記載にあたっての留意点等を明確化することや、実務上用いられている記録方法を活用して負担を軽減できるよう、録音データ等の保存による代替を可能とすることが考えられるとの方向性が示されたことを認識している。 当該方向性を受け、今般の改正案においては、投資顧問契約に基づく助言の内容の記載にあたっては口頭で助言を行った場合にはその要約を記載する旨や、書面の作成に代えて、その全部または一部について音声の記録による保存について追加されたと理解している。 市場制度 WG 中間整理では、「実務上用いられている記録方法を活用して負担を軽減」することを目的として、「録音データ等の保存による代替を可能とすること」との方向性が示されており、金商業等府令第168条の2及び金商業者等監督指針Ⅶ－3－3（2）では音声による記録が定められているが、幅広い顧客に「有償」の助言を提供することを想定した、「実務上用いられている記録方法を活用して負担を軽減」する観点においては、音声記録に限らず、事業者において実務上用いられている CRM システムへの記録などによる代替を認めるべきであると考えている。 事業者において用いられている CRM システムの中には、その仕様上、営業員が備忘のために一時的に暫定的な内容も CRM システムに記録し、後日、追記・更新した上で、完成版とするような場合に、この暫定的な内容から完成版への修正部分が CRM システムに記録されないものも存在するが、このような暫定版から完成版への修正部分の記録が行われない仕様は、金商業者等監督指針Ⅲ－3－3（6）⑦の要件には抵触しないという理解でよい。	基本的には貴見のとおりと考えられますが、その修正が、暫定的な内容から完成版への修正か否かを管理・把握するため、一定期間の経過後には営業員の裁量による修正を行うことができない等の仕様となっている必要があると考えられます。

58	顧客に、書面を送付し行う助言、および書面を用いて面談等を通じ説明する助言行為においては、当該書面そのものが助言の内容を包括的に含んでいる。従って、当該書面に助言日、助言者、相手方顧客名、銘柄及び売買の別の記載があれば当該書面の写しを保存すればよいこと、別途、助言の要約を記録し保存することは不要であることを確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
●投資助言業務に関する貸付け等の禁止の適用除外（金商業等府令第 127 条の 2 等）		
59	金商業等府令第 127 条の 2 では触れられていないが、金融商品取引業者の従業員が同一グループ内の銀行と兼職している場合に、金融商品取引業者の従業員として投資助言業務を行うと同時に銀行の職員として行う金銭の貸付けについては、金融商品取引法第 44 条の 3 や金商業等府令第 153 条の規定に反しない限り制約を受けないとの理解でよい。	金融商品取引業者等は、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭等の貸し付け、又は顧客への第三者による金銭等の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をすることが禁止されている（金商法第 41 条の 5）ところ、例えば、金融商品取引業者の投資助言業務に従事する従業員が、兼職先銀行の職員として金銭の貸付けを行う場合、金融商品取引業者において「その行う投資助言業務に関して、顧客への第三者による金銭の貸付けの媒介、取次ぎ若しくは代理」に該当する行為があるときは、法令上適用除外に該当する場合を除き、上記禁止行為の違反となることにご留意ください。 また、ご指摘の規定のほか、金商法第 44 条の 2（金融商品取引業者その他業務として貸付けの媒介を行う等）、銀行の業務に係る禁止行為（銀行法第 13 条の 3）である抱き合わせ販売の禁止などの行為規制も適用されます。
60	金融商品取引業者が貸金業として行う他の金融機関（銀行、共同組織金融機関、商工中金、保険会社及び証券金融会社に限る。）による顧客への金銭の貸付けの媒介（金商業等府令第 127 条の 2 第 1 号ロ）が適用除外として規定されているが、この規定は、金融商品取引業者が銀行代理業によらなくとも貸金業として銀行等の金融機関の金銭の貸付けの媒介を行うことができることを当然の前提としていると理解してよい。	一般的に、銀行による顧客への貸付けの契約の締結の代理又は媒介の営業を、当該「銀行のために」（銀行から直接又は間接的な委託により）行うことは、銀行代理業に該当し、銀行代理業の許可が必要となります。他方、「銀行のために」ではなく、銀行の顧客（銀行取引の相手方）の委託のみにより、当該顧客のために行う行為はこれに該当しませんが、このような行為であって、かつ、貸金業法第 2 条に規定する貸金業に該当する場合は、同法に基づく登録を受けた上で行うこととなります（平成 18 年 5 月 17 日付銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリ

		ックコメント回答 1～2 頁参照)。
●その他		
61	市場制度ワーキング・グループにおける議論においては、現行法上、証券会社が残高連動手数料を収受して行う助言について、投資助言業に該当する場合と、第一種金融商品取引業の付随業務に該当する場合の二通りがありうる旨が示されていたと認識している。また、今回の改正は、証券会社が、提供する助言サービスの態様に応じ、投資助言業を兼業する場合について環境整備を行うものであり、投資助言業の定義そのものを変更するものではないと理解している。 そのため、証券会社が残高連動手数料を収受してサービスを提供する場合に、必ず投資助言業の登録が必要となるわけではないと理解しているが、その理解でよいのか。 その理解が正しい場合に、投資助言業に該当するかどうかは、証券会社が収受する残高連動手数料率や額の多寡によってのみ判断されるものではないと理解しているが、その理解でよいのか。また、どのような要素が勘案され、残高連動手数料サービスにおける助言が有償の助言であるとされ、投資助言業の登録が必要となるのか。	ご指摘のとおり、今回の改正は、現行法上の投資助言業の範囲や、投資助言業務の定義を変更するものではありません。 証券会社等が顧客の預かり資産の残高に連動する手数料(以下「残高連動手数料」という。)を収受して有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を行う場合に、当該助言の対価として残高連動手数料が収受されていると見なされるときは、投資助言業務に該当し、投資助言業の登録が必要と考えられます。 投資助言業務に該当するかどうかは、サービスの内容や顧客が支払う手数料の性質などを総合的に勘案し、契約や手数料の名目を問わず、個別事案ごとに判断されるべきものと考えられます。
62	投資助言業務を行う場合は、顧客に対する忠実義務・善管注意義務がかかるほか、利益相反行為等に係る行為規制や、その他の投資助言業務に関する個別規定を遵守する必要がある。 また、商品販売等を行う兼業事業者の投資助言は、専業事業者と同等のハイレベルな顧客本位の実現とは異なることを明確に区別する制度が必要と考える。 そこで、兼業事業者等については、投資助言業の登録を必要としながらも、NISA などの範囲に限って投資助言業務を行うことを認め、「初級情報提供者」といった名称で広範な範囲を対象に行う投資助言業者と区別してはどうか。ただし、このような場合でも、NISA などの範囲を逸脱し、自らの利益に結び付く商品販売のための投資助言を行うなどのトラブルが予想され、本来の投資家側の立場の、投資助言業全体の信用の失墜を招く懸念はあると考える。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、今回の改正は、証券会社等が投資助言業を兼業するにあたり、実務上不都合があると指摘されていた点の見直しを行うものですが、当然のことながら、今回の改正後も、投資助言業務を行う者は、兼業・専業を問わず、投資助言業務に関する法令(顧客に対する忠実義務、善管注意義務、利益相反行為に係る行為規制等)を遵守すべきであることに変わりなく、(さらに、兼業の場合は弊害防止措置等の規定も存在)かつ、金融事業者として、顧客本位の業務運営に向けた一層の取組を行うことが期待されます。
63	販売に関する業務を行う事業者は自らのラインナップにある商品販売の助言を行うことが予想される。利益相反事象は兼業では避けられない。兼業者による助言では、助言対象商品の情報開示(実質コスト開示など)を実施すべきと考える。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 適切な情報提供については、顧客本位の業務運営の観点から重要と考えております。特に、複雑な仕組債等の組成コスト等については、令

	投資助言業の専門者はコストを既に全面的に開示しており、証券関連手数料を受け取らないケースでは不透明なところが無い。一方、兼業者の販売時のコストが非公開というのは、助言業のコスト開示でダブルスタンダードを産み出す可能性がある。 ファンドラップなどでは、ラップフィーのみならず実際に組み入れた投資信託の運用費用を含めたコスト、「著しく有利と誤認させない」平均値などを重要情報シートに組み入れる必要があるのではないかと考える。 また、EB 債で問題が露呈した仕組み債についても、可能な範囲で全面的なコスト開示が必要と考える。	和 4 年 12 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告の提言等も踏まえ、自主規制機関と連携しつつ、顧客に対する情報提供を求めてまいります。 なお、今回の改正後も、投資助言業務を行う者は、兼業・専業を問わず、投資助言業務に関する法令（顧客に対する忠実義務、善管注意義務、利益相反行為に係る行為規制等）を遵守すべきであること等については項番 62 の回答と同様です。
64	投資助言の兼業事業者は、投資助言専業と同等のハイレベルな顧客本位の実現には至らない。 過去、実質系列のファンドを助言する事業者が、年金資金の 1,300 億円もの消失に繋がるような消費者被害を引き起こした事例を顧みるべきと思う。 顧客本位を実現しない兼業事業者の増加に伴い、本来の投資家側の立場の投資助言業全体の信用の失墜を招く懸念がある。顧客本位を実現しない兼業事業者には、厳しい処罰が必要と考える。 また、仮に、兼業事業者の投資助言の範囲を、NISA などの範囲に限定とする場合であっても、範囲を逸脱した兼業事業者に対する厳しい処罰の準備が必要と考える。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
65	無登録事業者が、実質的に投資助言業務を行い収益を上げているケースが数多くみられる。従来は詐欺的なものや被害の大きなものに対して監視等の対応を行ってきたと推察するが、対応件数などから考えると十分とは言えない水準ではないか。 正規に登録を受けた者が正しい広告規制などを順守する一方で、動画サイトなどで刺激的なタイトルや断定的な表現、誇大広告の好成績を謳った無登録者による営業行為者が処罰を受けない制度では、「登録」の本質的な意義が問われる。いろいろな肩書きで無登録助言を行う者への今後の厳しい処罰を行い、金商法の登録を有名無実化しない、公平な社会の実現への対応を期待する。	ご指摘も踏まえ、監督当局としては、引続き、無登録業者等の実態把握に努めるとともに、無登録業者等に係る情報を入手した場合には、その態様に応じ適切に対処してまいります。
66	本件改正と直接的に関係するものではないが、契約締結前交付書面では、その記載事項である「金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」について、「顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくは	貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。

	その上限額・・・の計算方法」及び「当該金額の合計額若しくはその上限額・・・の計算方法」と規定され、「計算方法」が明示的に認められているのに対し（金商法第 37 条の 3 第 1 項第 4 号、金商業等府令第 81 条第 1 項）、投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項である「報酬の額」（金商業等府令第 106 条第 1 項第 2 号）では、計算方法を記載することが明示的には認められていない。この点、本件改正は投資助言・代理業の規制に関して一定の規制緩和を中心とする改正であると理解しているが、「報酬の額」に計算方法が含まれることを明確にすることも本件の規制緩和と趣旨を同一にするものといえるため、本件改正に合わせて金商業等府令第 106 条第 1 項第 2 号の「報酬の額」に計算方法が含まれることを明確にするように改正して欲しい。	
67	投資家が投資顧問契約を締結した上で、支払うフィーをアドバイスへの対価として認識している場合、投資助言業としての高度な品質の担保が求められる。具体的には、利益相反管理態勢や顧客と合意した AAG（お客様と合意したアセット・アロケーション・ガイドライン）の遵守等、助言業務に必要とされる高度な FD を担保する態勢構築が望まれる。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。 なお、兼業・専業を問わず、投資助言業務に関する法令を遵守すべきであること等については項番 62・項番 63 の回答と同様です。
68	変化する世の中に合わせて法令を改正していくことには賛成するが、別紙を読んでもなぜ改正する必要があるのが、改正したことにより問題は発生するのかがわからない。改正案だけでなく会議の要約も載せてほしい。	ご意見ありがとうございます。 本改正は、令和 4 年 6 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理において、証券会社等が、提供する助言サービスの態様に応じ、投資助言業を兼業して適切に「有償」の助言を行えるよう、投資助言業の兼業に係る環境整備を行うことが適切であると提言されたこと（同中間整理 II. 1. (1) ① 投資助言業の兼業に係る環境整備）等を踏まえたものです。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html 同ワーキング・グループの議事録・資料等については、金融庁ホームページにて公表されておりますのでご参照下さい。